

令和3年第6回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和3年12月2日 開会

令和3年12月2日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和3年第6回新十津川町議会臨時会

令和3年12月2日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）
- 第4 議案第56号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 第5 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和3年第6回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、8番、長谷川秀樹
君。9番、長名實君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第55号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算
第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。
ただいま上程いただきました議案第55号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第6
号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,644万7千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,074万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第55号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第6号につきまして、内容をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額4,644万7千円。これは、子育て世代への臨時特別給付金給付事業費補助金4,600万円と、同じく、事務費補助金44万7千円の合計額でございます。計6億2,350万1千円。

歳入合計、補正額4,644万7千円、計73億7,074万5千円。

次、歳出。

3款、民生費。補正額4,644万7千円。計10億3,705万3千円。財源内訳は特定財源、国道支出金4,644万7千円。

歳出合計、補正額4,644万7千円。計73億7,074万5千円。財源内訳は特定財源、国道支出金4,644万7千円でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉費。補正額4,644万7千円、計3億7,275万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金4,644万7千円でございます。内容を申し上げます。事業番号14番、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業4,644万7千円。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童がいる世帯、およそ600世帯920人に対し、児童一人当たり5万円を支給する経費を補正計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容についてご説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第56号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第56号、工事請負契約の変更契約の締結について。

町は、令和3年第3回町議会定例会、議案第51号における議決を経て締結した工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業建築主体工事第2期。

2、契約の相手方、久保田・櫻井特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。構成員、樺戸郡新十津川町字弥生31番地6、株式会社櫻井板金、代表取締役、櫻井智廣。

3、変更の内容、契約金額、変更前、金1億2,925万円。変更後、金1億2,423万4千円。

4、変更の理由、本工事に係る外構工事の一部を新十津川町庁舎建設事業外構工事その2に追加することから、請負額が変更となったためでございます。

後ほどの議案57号にも関連をいたしますが、この第2期の主体工事から57号の変更にあります外構工事その2に工事の内容を変更することが円滑な工事の執行というようなことから、変更させていただくものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結について。

町は、令和3年第2回町議会定例会、議案第39号における議決を経て締結した工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業外構工事その2。

2、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

3、変更の内容、契約金額、変更前、金6,050万円、変更後、金6,781万5千円。

4、変更の理由、次の事由により、請負額が変更となるため。（1）舗装路盤工の施工面積を増加すること。（2）新十津川町庁舎建設事業建築主体工事第2期に係る外構工事の一部を本工事に追加すること。

先ほど議案第56号で説明をいたしました、この（2）がこの移行する部分、それと（1）については、この工事内容で舗装路盤工の施工面積が増えたこと、この二つが変更の内容になってございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わり

ます。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

はい4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） ちょっこの場でこの質問をするのは適切かどうかは分かりませんが、この57号の工事請負契約で、ほぼこの庁舎工事の発注はすべて終わりかと思えます。いろいろ変更とか工事のやり繰りだとかあったんですが、当初町の予定の25億という総括の金額、町民に約束された金額は、果たして守れているのかどうか、ちょっこの場でお聞きできたらお聞かせ願いたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは4番議員のご質問にお答えしたいと思います。

当初この計画を始めた時に25億というお約束をさせていただいて、庁舎の建築だとか、いろいろもろもろの工事をやってまいりました。

それで、今現在の段階の話でございますけれども、25億はかかっておりません。多少ちょっと余剰を残した中で、これから何がちょっと起こるか分からない部分に備えておりますけれども、今のところは25億はかかっていないということで、それ以内で終らせているということでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第6回新十津川町議会臨時会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

（午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員